

長崎代官支配「小島牢」の成立と展開

赤瀬 浩

一 はじめに

慶応三年(一八六七)におこった潜伏キリシタンの一斉摘発、いわゆる浦上四番崩れは、幕藩体制のほころびと外国人居留による長崎の国際化を端的に表す事件であった。事件発覚後の長崎奉行所の対応は後手に回るもので、従来の捜査や裁判のやり方を適用する余裕が見られなかった¹。

この事件の過程で、検挙された浦上の信徒たちが収容されたのが長崎村小島郷にあった小島牢。ここでの信徒たちの扱いが国際問題となり、長崎奉行は引責で罷免される²。浦上村山里での埋葬をめぐる問題がきっかけで顕在化した長崎の潜伏キリシタンの存在は、世界的な注目を集め、同時に小島牢もキリシタン弾圧の歴史に記録されることとなった。

本稿では、長崎代官支配地の長崎村小島郷にあった「小島牢」が、いつ、どこに、どのような経緯で設けられたのか、また、牢がどのように運営されたのか、牢に拘束された人々、牢に携わった人々の姿について、長崎代官所の書簡や御用留などの諸記録、古地図等の分析によってその実体を明らかにしていくことを通し、キリスト教禁教時代の終焉における幕藩体制の動揺と幕末長崎郷村の諸相の一端を明らかにしていくことを目的としている。

いわゆる天領長崎は長崎奉行支配地の長崎市中八十か町と長崎代官支配の郷三か村、高来郡郷七か村で構成されるが³、広義では代官支配には預地として天草や肥前の村落が含まれている。奉行所と代官所の権限の重複、長崎奉行と長崎代官の支配関係、新規支配となった天草の郷村等で多発する一揆や犯罪の増加など複雑に入り組み、そのため代官支配地では自前の牢が必要となった⁴。

長崎市中の牢屋敷に関しては『長崎市史』及び森永種夫氏⁵、安高啓明氏の先行研究⁶があり、森永氏には人足寄場についての論考もある⁷。これらの先行研究にあわせ、江戸時代の刑罰について総合的に把握した杉山晴康氏⁸、平松義郎氏の論考⁹。同じく体系的に集成している明治大学刑事博物館など¹⁰の研究蓄積が豊富である。

一方、代官支配の小島牢の研究は、長崎市中の牢屋についての研究に重点が置かれているため、浦川和三郎氏¹¹や重藤威夫氏¹²、片岡弥吉氏¹³によって浦上四番崩れで信者が拘束され拷問された場所として取り上げられ、多人数を収容するために急遽突貫工事で牢屋を改造したこと、旧小島国民学校の場所にあったことという指摘がある。また、森永氏は小島牢建設について代官からの嘆願が度々出されたものの建設までに時間がかかったことが代官所の御用留¹⁴に記録されていることを明らかにしているが、それ以上の問題提起や言及は見られない。奉行支配の天領長崎の牢屋と比較すると代官支配の小島牢については場所や運営の実態などいずれも断片的な研究にとどまっている。

二 長崎の牢屋

小島牢建設に至る過程を明らかにするために、長崎における牢屋について整理しておきたい。天領長崎の牢屋としては、長崎奉行支配の桜町牢屋敷が存在する。拘束機関として広義に見るならば、これに溜牢、人足寄場が加わる。

長崎では司法の権限が長崎奉行に集中していたが、長崎奉行が一切の刑罰を専決できるわけではなく、重罪の量刑は江戸の老中に伺いを立てなければならなかった¹⁵。取り調べから判決、刑の執行に至るまでは数カ月、もしくは数年を要することも稀ではなく、その間被疑者の身体を拘束しておく必要があった。今日の司法制度をあてはめるならば、牢屋は刑務所というよりも拘置所としての役割が大きかったといえるだろう。

安高氏は桜町牢、溜牢、人足寄場などの施設を「身柄拘束機関」ととらえ、「二時的に都市空間と隔離した状況下に置くことで、身体的自由を奪い、その後長崎奉行の量刑に従った刑罰を執行するところであった」と定義している¹⁶。さらに詳しくいえば、桜町牢は未決と刑の執行待ちの場所として利用され、溜牢と人足寄場は矯正施設、授産施設の性格を有していたとしている。本項目では桜町牢、溜牢、長崎人足寄場についての情報を明らかにしておきたい。

(一) 桜町牢屋敷

桜町牢屋敷は江戸の牢屋敷に準じるほど大きく、牢守や牢番などの人員に加え、運営経費も公費で賄われており「牢屋敷」と称していた。長崎聖堂の儒学者田辺茂啓著の「長崎実録大成」では囚獄と



図1 長崎の牢屋位置図（「享和長崎図」を著者加工）

記され移転の経緯や敷地面積は次のとおりであった。

【史料①】

一 先年ハ南馬町坂際ニ有之処、慶長五庚子年桜町屋敷地ニ囚獄屋鋪移サル

西表門口 拾九間二尺 北桜町ノ方 四拾六間四尺

南引地町ノ方 四拾六間 東勝山町ノ方 拾九間

惣坪数八百八拾六坪九合七勺余

牢屋四棟ニテ九ツ 一番ヨリ九番迄

但四間ニ七間 三棟 四間ニ五間 一棟

揚り屋二間ニ四間 一棟 井戸三ヶ所

外ニ籠守リ籠番ノ者居所アリ

一 寛文三癸卯年当地大火ニテ牢屋類焼之節 松平丹後守普請方有之 「長崎実録大成」 卷三

【史料②】

市中明細帳云 一牢屋七百四十四坪六夕才余 桜町町ヶ所二ヶ所、公役不相勤、ヶ所割被下銀ハ牢守受用之致候 内穿鑿所一ヶ所、牢三軒ニテ壱番ヨリ七番迄、揚り屋二軒、牢守一人居宅、牢番十人居宅十竈 「長崎古今集覽」

敷地面積は幕末まで変わらず、度重なる火災や改築のために建物の配置が若干変わっている。「文久三年牢溜諸願伺留」によると在牢者は平均七十人程度で、米価高騰を受けて賄料・施設管理や消耗品

等の雑用銀が一人当たり銀一匁二分五厘かかり、すべて公費で賄われていた。

本来、牢は未決囚と刑の執行待ちの收容施設だったので、交談自由な雑居拘禁として夜間静謐以外の決まりはなく、喫煙や博打、囲碁将棋等が自由にでき宴会も可能だった。牢内は牢名主制による自治で運営されており、自然発生的な力による支配を幕府が容認していたため、極悪な者や犯罪の常習者、無宿人等が幅を利かせていた¹⁷。

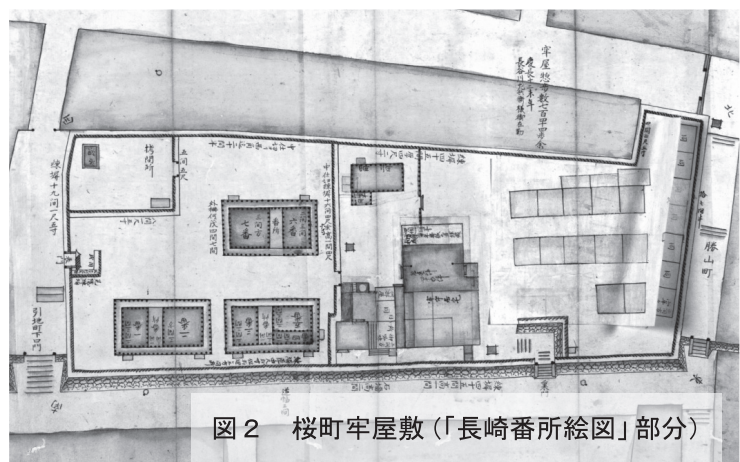


図2 桜町牢屋敷(「長崎番所絵図」部分)

一方、刑罰の場という認識もあつたので未決であつても拘留中の死者の遺骸は打ち捨てられるなど、罪人同様として扱われた¹⁸。在牢者は、懲役作業があるわけではなく、取り調べ以外は食べて寝るだけで比較的自由に過ごしていた。しかし、鮪詰めの牢内。月に一度(夏場は二度)の入浴はあつたものの、不衛生な環境であつたことに違いはなく、皮膚病や伝染病が蔓延し死亡率が高かつた。刑罰確定後、速やかに刑は執行されたが、遠島の場合は

船便や同乗者待ちの関係で長く待機する場合があった。さらに朝廷や幕府の忌事で刑の執行が半年ほど延期される場合もあり、牢名主になるほどの長期拘留者もいたわけである。牢内の自治や環境、刑罰の実体については前掲した平松氏の研究が詳しいので、そちらに譲りたい。

(二) 溜牢

溜は「たまり」ではなく「ため」と読んだ。意味としては矯正の意味「矯め」に近いようである¹⁹。長崎古今集覧に拠れば「溜小屋」とあり、「市中明細帳云 溜小屋一ヶ所 四十八坪八合 溜小屋六貫キ、沓番ヨリ六番迄 但浦上村馬込郷之内 ○文化ノ今、溜牢百八

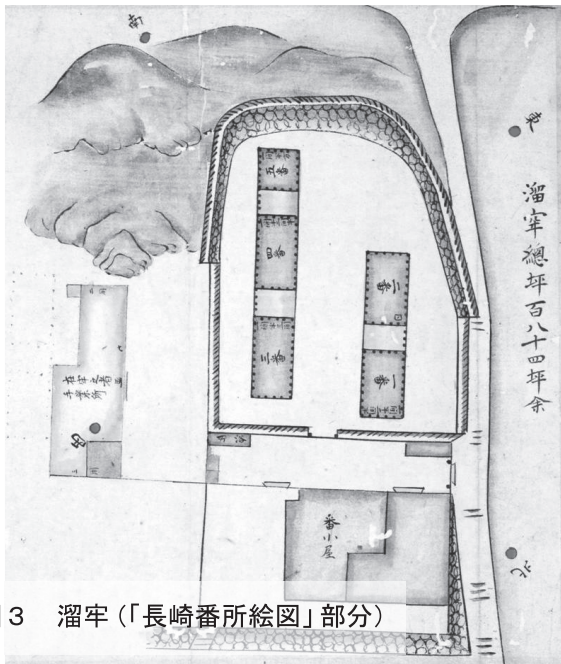


図3 溜牢（「長崎番所絵図」部分）

拾四坪余、図面ニ詳也」とされている。溜牢は浦上村馬込郷の街道沿いにあり、未決囚の拘留や病弱者の拘留、授産場として多目的に運営された。長崎諸役場絵

図には寛延元年（一七四八）一番牢からはじまり宝暦五年（一七五五）までに六番牢が建てられたとされ、さらに「長崎諸官公衙図」には天保一四年（一八四三）「在牢の者手業所」を建てたとされた。在牢者は平均して十〜二十人程度という規模で、後述する人足寄場と桜町牢の中間的な役割をもっており、桜町牢を補完する機能があった。会計的には桜町牢と同じ勘定であった²⁰。

(三) 長崎人足寄場

人足寄場について、史料上からは代官所の御用留、犯科帳の判決の中に見える程度であるが、森永氏の研究をもとに確認しておきたい²¹。

「天保十三年長崎代官御用留」に無宿人等の帰農を目的として、それぞれ土地の名を冠した人足寄場を建て、農業や縄ないなどの作業で自活できるような施設を建設すべしという勘定奉行連署による廻状が長崎代官所に届けられたとある。相前後して、長崎代官自身による寄場建設の建議がなされており、

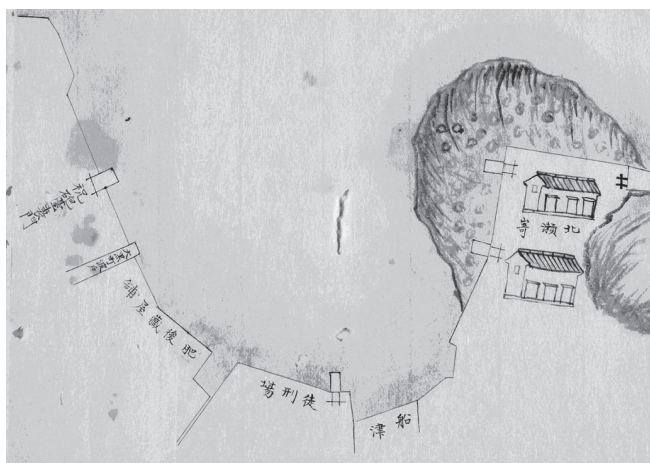


図4 人足寄場・徒刑場（「千分の一街道図」部分）

八幡町の空家になった芝居小屋を活用して寄場にするという案を上申していた。その後、代官は上申書の実現が難しかったのか、長崎村小島郷の空地を建設予定地にしたという計画変更を上申したが結局頓挫し、時を経て安政六年大黒町に建設されることになった²²。大黒町の築地五一〇坪と船津浦の敷地四一三坪余の合計九二三坪余の敷地に寄場がつくられ、寄場内外で作業を通し、無宿人を社会復帰させたり、家では手に余る乱暴者を家族の願いで預かったりした。およそ百人程度が収容され、桜町牢屋敷より収容者は多かった。

慶応年間の犯科帳には、寄場人足送りが敲きや入墨の付加刑となっている例が多い。特に慶応三年では入牢者九四例中二三例が人足寄場を付加刑としており、懲役としての寄場送りが定着していた²³。

三 小島牢の位置

ここまで、長崎奉行支配の各収容施設について検討を進めてきたが、以降は長崎代官支配の小島牢について考察することとしたい。はじめに、小島牢の位置については代官が人足寄場建設地に提示した小島郷の空地が、後の小島牢に関係していると思われる。この点については、代官が度々小島郷に牢屋を建てたいと建議していたことから²⁴、場所や広さなど牢に適した空地が存在していたのは確かである。小島郷は一体が傾斜地であるが、小島川沿いの鳴川という小字にわずかな平地があった。

浦川和三郎氏の『浦上キリシタン史』には「小島の新牢は油屋町の上手、今の小島国民学校の付近にあったものである」という記述

がある。しかしながら、小島国民学校というのは時代的な勘違いであると思われる、『長崎市郷土史』（大正七年長崎市小学校職員会編）に「明治十八年 地を小島郷鳴河に相し、校舎を新築す」とあるのは小島国民学校ではなく下長崎村立小島尋常小学校のことである。小島国民学校はその後下長崎村役場があったところに明治四一年移転した同校が国民学校令により改称したもので、江戸時代は長崎村高野平郷に属した。つまり、現在の愛宕町にあたる。小島国民学校の校地は現在小島小学校が引き継いでおり小島牢と直接関係はない。

小島尋常小学校建設当時の必要とする敷地は現在の学校というよりも私塾程度の広さでよかったので、牢跡が適地として選ばれたのであろう。長崎歴史文化博物館収蔵の「小島郷図」には、高島秋帆宅や八剣神社の南、小島川の屈曲部の小さな平地に「牢屋」、その隣に「番人」の



図5 小島牢の位置（「小島郷図」部分）

名がみえる。まわりは屋敷地ではなく田地であった。地図成立年代を特定する規準として丸山町隣接地に安政期に寄合町にいた「筑後屋とら」の名がついた所有地があることから²⁵、安政年間以降の図と確認される。したがって、字鳴川の地形、小島国民学校跡の伝聞、古地図での牢屋の記述をあわせると小島牢は現在の東小島町十六番地あたりであったと推測できるのである。

四 小島牢の取建て

小島牢取建てについて、森永氏は『幕末の長崎』に経緯を取り上げてている。時系列で整理すれば以下のようになる。

- ①文化十年（一八一三）代官所付属牢取建てを長崎奉行に上申。溜牢の一部を使用許可。
- ②文政十二年（一八二九）桜町牢五番牢を借受ける。
- ③天保四年（一八三三）牢屋の新規打建てを勘定奉行と長崎奉行に建議。結果は見合わせ。
- ④天保九年（一八三八）小島牢完成。

小島牢建議の理由は、長崎代官所支配の郷村は当初、彼杵・高来両郡十か村約七千石程度の狭い範囲であったため、特に自前の牢屋は必要ではなかったものが、天草郡等が支配地域に広がって取り扱ふ件数が増えたことに加え、また全国的に代官所が自前の牢を持つ傾向となり、長崎代官所でも自前の牢を必要としたからである²⁶。

①の付属牢取建ての建議は長崎代官所「天保五年御用留」已十二月付けの「牢屋補理之儀申上候二付御内々書取」にあり、新規申出

のため、建議を採用する前に暫定的に溜牢の五番溜を借用し代官の勝手次第に使つてよいとの許しを得た。しかし、実際に運用してみると、溜牢は市中盗賊方加役乙名の受持ち場所であり、なおかつ溜牢の性質を手業の場へと転換させようとする矢先に同じ場所に極悪な犯罪者を同居させることになってしまい代官所にとっては大変な不便があった。加えて、勝手次第といえながら、溜牢を管轄する市中の乙名の吟味を受けなければならなかったり、代官が町乙名の下位に見られたりすることが不都合であるため、代官は溜牢ではなく桜町牢の一部借用を願ひ出た。

②の桜町五番牢借用は「追而取建之儀相伺候迄五番牢壺ヶ所御貸渡相成候」²⁷と新牢の建設まで借用することとなったが、牢守一名牢番十名が支配する格式の高い牢屋敷に代官所から足軽を入れることは「支配違」になることから不都合であることは変わらなかった。

③はこれまでの経緯に加え、新規の支配を任せられた天草から大量の入牢者があり、入牢できない者は一般の郷宿へ見張りを付けてようやく凌ぐという状況になったことを考慮してほしいと建議したが、結果として見合わせとなった。見合わせの理由は分からない。

④『続長崎実録大成』天保九年の項目に「御代官高木作衛門役所元へ、牢屋取建之儀、同人窺通免許、右入用出方ノ儀ハ、役所非常備銀ノ内ヲ以可取計ノ旨、五月十五日命令有テ、長崎村ノ内小島郷地内へ牢屋壺ヶ所新二建、当年九月成就ス」という記述がある。結果、天草における百姓たちの強訴の増加、関西方面からの流人絡みの事件、天草富岡牢でまかないきれない入牢者の始末には新牢が必

要と認められ、発議から二十五年を経てようやく代官悲願の牢が建設された。代官所が自前の牢を持つということは、手限の制限はあるとしても、長崎奉行所から独立した司法を行うことができるということを意味するものであり、小島牢取建ての意義は大きい。

五 小島牢の運営

天保四年の上申書には建設の財源として代官所の非常備銀九三貫一九八匁余の中から支出することと、牢番は「百姓共入牢中は其村方より百姓番差出無宿之ものは長崎村に住居罷在候非人共江番申付在牢之もの無之節は長崎村より取締為仕候儀二御座候²⁸と新たに牢番を雇用するのではなく、原則として入牢者の出身村から牢番を出すとしている。

上申書の通り、小島牢は長崎代官所管轄地で拘束された被疑者を取り調べるための施設として、恒久的な留置場ではなく、あくまでも被疑者がいる時に使用される臨時的なものとして置かれた。通常、牢番は常駐せず牢は閉められたままだが、被疑者があると急いで開かれた。即日入牢とはいかず、準備が整うまで隣村に預けというケースもあった。もともと規模が小さく造作も簡単なもので、何十人という人間を拘束するという前提ではなかったようである。

小島牢が実際にどう使われたか、慶応元年の代官所の記録をたどってみたい。

文久二年（一八六二）十二月二十五日。茂木村飯香浦名古賀浦（現在の長崎市潮見町附近）無高百姓卯之吉（二六歳）が長崎村高野平

郷の仙太郎（三九歳）、茂木村木場名田手原の福太郎（二八歳）と口論になり、二人を殺害後、同村の福太郎（三四歳）、虎五郎（一九歳）、百松（三一歳）、永吉（三三歳）伊之助（二四歳）に頼み、死体を海に投げ捨てたという事件があった。事件の発覚は慶応元年（一八六五）。仙太郎の父親が、息子は古賀浦で殺されたという噂話を手掛かりに、犯人を見つけ出し代官所に訴え出て明らかになった。

殺人の当事者卯之吉はその時の傷が悪化して死亡したので、死体の遺棄を手伝った五人が捕縛され、小島牢へ入れられることになった。代官所の記録には、四月十二日小島牢入牢とあるが、茂木村庄屋の御用留には「福太郎以下四人ノ者共入牢被 仰付候処同日見村江御預ケ被 仰付候」とあり、直接の入牢ではなく準備が整うまで他村に預けられていたことが記録されている。同じ御用留八月二十一日の記録には、「一 五十貫七七二文 此金七両一分二四文但金一両に付七貫文 右者当村古賀浦福太郎外四人入牢中入用書面之通上納仕候以上」とされている。入牢中の費用は、入牢者の村からの支出だったことが分かる。

代官は小島牢で福太郎らを取り調べ、関係者を何度も呼び出して事件の詳細を調べ上げた。事実確認よりも事件の動機や背景が調べの中心となり、殺害後死体遺棄された仙太郎が非行のため人足寄場に収監されていたことや、多くの人々にゆすりたかりで害を及ぼしていたこと、福太郎の村は極貧の中で相互扶助の風が強かったことなど、証言をもとに明らかになった²⁹。

六 浦上四番崩れと小島牢

本稿は、浦上四番崩れについての詳細を語ることが目的ではないが、キリスト教弾圧史における小島牢の役割を明らかにするため、事件のきっかけや展開、小島牢入牢までの過程を簡単に整理してきた。

浦上四番崩れの研究については、前述した浦川氏、片岡氏、高木慶子氏の綿密な研究をはじめ、国境や地域を超えた研究の蓄積がある³⁰。ここでは、長崎代官の記録をもとに事件に触れてみたい。

事件のきっかけは慶応三年三月十四日付の代官から奉行への報告「浦上村山里本原郷百姓三八儀母たか病死いたし候を旦那寺聖徳寺江不拘埋葬いたし候一件差出之儀申上候書付」に記されている。それによると、三八の母たかが死亡したことを聞いた浦上村山里の庄屋高谷官十郎が、しきたり通り聖徳寺への埋葬手続きをおこなうよう書類を使いを持たせたところ、三八は足痛を理由に小頭の九十を使いに送り、「聖徳寺には一切葬儀は頼まない」と返答してきた。あわてた庄屋らが三八と兄を呼びつけて確かめたところ、他の宗派であつても死後の助けになるとは思えないので、今後は自分たちの勝手に埋葬させてもらいたい。村役人他の指示には従うが宗門のことには従えないという返答を得た。そのやり取りの間、三八を守ろうとする村民が多人数で庄屋宅を取り囲み圧力を加えた。

さらに、三八は供述で、先祖から天主教の他は死後の助けにならないと言ひ伝えられており、これまでも上の空で聖徳寺の引導を受けてきた。今、外国人居留地にフランス寺ができ、どうやら先祖代々

からの我らの教えと符合するとわかった。教義のことは未だよく理解していないが、死後極楽というあたりがたいところへ生まれ変わることができるといふ教えは共通していると述べ、今後は天主教を信仰し旦那寺の引導は受けないと宣言した³¹。

公事方掛安藤鈔之助はこのことを受けて調べてみると、三八の申し出は貧窮の者によるものではなく、強い意志をもった行動であることが分かった。その後、関係者を代官所に呼び出すと総代として同村仙右衛門らが出頭してきた。安藤が時間をかけて利害を説得すると仙右衛門らは納得したので久五郎たちに村預等の処置を下した。代官所も奉行所も問題の先送りをしたというところだろう。

ところが四月になり、里郷与四郎が娘を旦那寺の引導を受けずに勝手に埋葬したことを受けて、庄屋が取り調べると、農作業の合間に大浦天主堂で教えを受けてデウスを信仰するようになったので引導を受けずに勝手に埋葬したという供述があつた。さらに外国人神父による浦上村での布教活動が活発になると、堂々と勝手埋葬が行われるようになり、最早内々で済ませることができないほど浦上村山里の騒動は広がって行った。

六月十三日夜間。安藤鈔之助らは長崎奉行所の内偵をもとに、奉行所の役人らを動員し、異宗徒の一斉摘発を行った。村内で六十八人を召捕り、礼拝所としていた場所から聖器等を没収し、先に村預となつた者も長崎奉行所へ連行していった。

信者が連行された浦上地区では、村人が庄屋宅に押し掛け、残つた捕吏たちを追い払い、聖器や祭服を取り戻すために集まった。騒

擾を察した代官自らが駆けつけ、村人たちをなだめた。「御代官様は浦上臯貞じゃ」といわれるほど浦上村に気をつかってきた代官は³²、奉行所と村民の板挟みであった。

捕縛された六十八人は一端桜町牢屋敷に収監された。桜町牢には、平均して七十名前後の収監者がおり、一挙に二倍を超える人数となった。

牢屋に縁がなかった村人たちは、牢屋の掟や牢役人らの無理な要求に戸惑った。浦上の村人と従来の収容者の雑居拘禁には無理があったであろう。また、浦上村の村人たちが大挙して押し寄せ、拘留された者たちを取り戻しに来る恐れもあったので、奉行は浦上で捕縛した者たちを数日の準備の間において代官所管轄の小島牢へと移した。

七 小島牢での拘禁

浦上信徒の中には小島牢への移送を代官の善意によるものだと解釈する向きもあった。もとより囚人の身柄をどうこうする権限は代官になく、日頃の代官の姿勢が「浦上臯貞」であったと信じていたために村人がそう解釈したと浦川氏は述べている³³。

「異宗一件入牢之者名前」(長崎歴史文化博物館蔵)によると、信者の摘発にあたっては、浦上村山里だけでなく、渕、市中の東中町の者など老若男女八十三人が捕縛されたとある。その内、改築された小島牢一棟の二間三間の十五畳ほどの空間に六十五名、一間四方約二畳半の空間に女子九名、同じ広さの一室に男子四名、合計七十

| 村 | 名 | 年齢 | 頑 | 理 | 村 | 名 | 年齢 | 頑 | 理 | 村 | 名 | 年齢 | 頑 | 理 | |
|----|----|------|----|----|---|----|----|-----|----|---|----|-----|------|----|----|
| 1 | 山里 | 仙右衛門 | 45 | ○ | | 29 | 山里 | 彦市 | 29 | | 57 | 山里 | 伊吉 | 15 | |
| 2 | " | 藤重 | 48 | | | 30 | " | 惣重 | 42 | | 58 | " | 順助 | 44 | |
| 3 | " | 源太郎 | 18 | | | 31 | " | 源三郎 | 54 | | 59 | " | 辰藏 | 47 | |
| 4 | " | 又市 | 47 | ○ | | 32 | " | 久五郎 | 48 | | 60 | " | あい | 18 | |
| 5 | " | 市松 | 28 | | | 33 | " | 寅次郎 | 26 | | 61 | " | 金三郎 | 26 | |
| 6 | " | 市藏 | 41 | | | 34 | " | 国太郎 | 63 | | 62 | " | 熊吉 | 54 | |
| 7 | " | 甚三郎 | 28 | | | 35 | " | いせ | 38 | 埋 | 63 | " | 吉郎次 | 49 | |
| 8 | " | 牧右衛門 | 17 | | | 36 | " | 源次郎 | 15 | 埋 | 64 | " | 儀助 | | 埋 |
| 9 | " | 伊右衛門 | 43 | | | 37 | " | 重藏 | 19 | 埋 | 65 | " | とき | 59 | 埋 |
| 10 | " | 松藏 | 44 | | | 38 | " | 重太郎 | 12 | 埋 | 66 | " | 市三郎 | 58 | ○埋 |
| 11 | " | まつ | 16 | | | 39 | " | 佐久市 | 17 | | 67 | " | 忠四郎 | 54 | 埋 |
| 12 | " | すみ | 21 | | | 40 | " | 与五郎 | 21 | | 68 | " | 時太郎 | 18 | 埋 |
| 13 | " | 惣市 | 46 | | | 41 | " | 竹松 | 22 | | 69 | " | 元助 | 38 | ○ |
| 14 | " | 与平次 | 39 | 埋 | | 42 | " | 善之助 | 13 | | 70 | " | つる | 44 | |
| 15 | " | 清四郎 | 51 | ○埋 | | 43 | " | 惣十 | 51 | | 71 | " | しま | 14 | |
| 16 | " | 源八 | 53 | 埋 | | 44 | " | 光藏 | 27 | | 72 | " | 和三郎 | 26 | |
| 17 | " | 市松 | 39 | 埋 | | 45 | " | 茂十 | 59 | | 73 | " | 安太郎 | 28 | ○埋 |
| 18 | " | 清三郎 | 38 | | | 46 | " | きさ | 61 | | 74 | 渕 | 関右衛門 | 69 | 埋 |
| 19 | " | 平藏 | 48 | 埋 | | 47 | " | 茂市 | 27 | | 75 | 長崎村 | のひ | 16 | 埋 |
| 20 | " | 幾三郎 | 19 | 埋 | | 48 | " | わひ | 14 | | 76 | 長崎市 | かな | 33 | 埋 |
| 21 | " | 甚三郎 | 21 | 埋 | | 49 | " | 市三郎 | 41 | | 77 | " | 岩藏 | 61 | |
| 22 | " | 多八 | 57 | 埋 | | 50 | " | 茂十 | 45 | | 78 | 彼杵 | 熊五郎 | | |
| 23 | " | 治助 | 33 | | | 51 | " | 友五郎 | 56 | | 79 | 黒崎 | 多藏 | | |
| 24 | " | 留重 | 20 | | | 52 | " | きよ | 40 | | 80 | 高浜村 | 熊藏 | 38 | |
| 25 | " | 咲太郎 | 32 | | | 53 | " | 弥吉 | 41 | | 81 | 平戸領 | 末藏 | | |
| 26 | " | 喜助 | 19 | | | 54 | " | 福松 | 27 | | 82 | " | 喜藏 | | |
| 27 | " | 峯吉 | 26 | | | 55 | " | 勝藏 | 39 | | 83 | " | 平作 | | |
| 28 | " | 吉藏 | 18 | | | 56 | " | 伊助 | 47 | | | | | | |

※「異宗一件入牢之者名前」より著者作成。村別に並び変え。頑の○は特に頑冥な者の印。埋は勝手埋葬で追加入牢。

図6 浦上四番崩れに関わる小島牢入牢者

八名が収監された³⁴。

江戸小伝馬町の牢屋の大牢三十畳には百人以上収容されていたとされるが³⁵、改築したとはいえ、本来は十人程度を想定していた牢へこのように多数の収容者を拘禁することは当時としても劣悪な環境だったといわざるを得ない。

その後、信徒の中には、小島牢収監中に拷問や脅迫、説得により棄教する者が相ついだ。「異宗一件入牢之者名前」には、氏名の上に「十五、六打擲の上改心」「理解にて改心申立てる」等の但し書きがあつて、拷問も辞さない厳しい詮議があつたことが記録されている。極暑の狭い牢舎で棄教をめぐる戦いが繰り返されて一方、幕府と各国外交官との間で、この事件は国際問題となつていた³⁶。

浦上四番崩れによって信徒たちが小島牢へ収監されるまでの概要は以上のようなものであつた。それでは、想定外の収監者を受け入れた小島牢は、この時、どのように運営されていたのだろうか。

八 小島牢の補強

桜町牢の経費は長崎奉行所の会計であつたが、長崎代官管轄の小島牢の費用については、別勘定として代官管轄の村々が負担しなければならなかつた。茂木村福太郎らの例で見たように、入牢者の賄料は特に人別の村が負担することとなつていた。したがつて、大量の入牢者を出した浦上村山里の負担が大きかつたのは確かであるが、一部あるいは全部を村が入牢者の家から徴収したようである³⁷。

片岡弥吉氏の『日本キリシタン殉教史』によれば、「長崎奉行から、

小島郷にある長崎代官高木作衛門の土地に牢屋敷を一夜のうちに補修せよ、との命令が下つた。中略とにかく長さ八間、幅六間、四十八坪の牢屋が一夜のうちに完成し、浦上キリシタンがそこに移された」とある³⁸。これだけでは単なる補修なのか、増築なのか、あるいは新築なのかはわからない。そこで、小島牢補修に関する資料と浦上四番崩れの関連について整理してみたい。

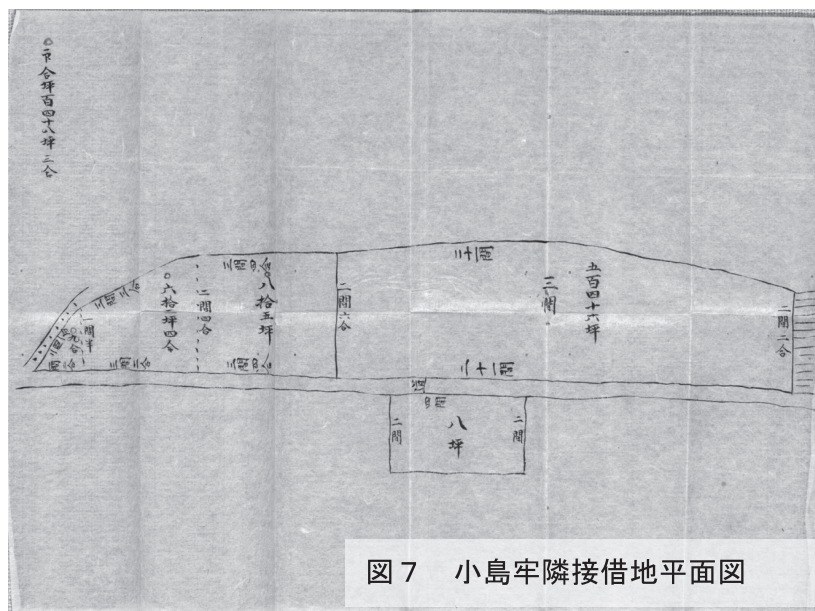


図7 小島牢隣接借地平面図

小島牢は常時ではなく入牢者がいれば開設するようにしていたため、入牢前に掃除や簡単な補修が行われていたが、施設が建設されたのは天保九年（一六三八）。慶応年間の時点ですでに三十年経過した老朽施設となつていた。では、浦上からの大量の入牢者を迎えた時の小島

牢の様子はどのようになっていたのか。長崎代官の御用留によると次のような記録がある。

慶応元年八月の「長崎村小島郷牢屋修覆入用銀出方之儀伺書」で、備銀の中から銀五貫二七二匁二分三厘六毛の費用を牢屋修覆入用に使用したいという願いが出されている。具体的な見積書が添付されており、外構、練塀、屋根、二番牢、三番牢、番人詰所などが修復されていたことがわかる。ほとんど、建替のような大規模修繕であった。つまり、浦上の者たちが移送されてきた小島牢は、二年前に上記のような修繕を行っており、新築や補修などを大規模に行う必要があったのか疑問である。

慶応三年卯十二月「長崎村小島郷牢屋脇手小屋困御取除之儀申上候書付」は長崎村庄屋森田大三郎から出された願いを受けて代官高木作衛門が上申したものである。「浦上村異宗一件之者共長崎村小島郷入牢中為御取締同所脇手小屋困地相成居候」と警備の都合のために小屋と困いを設けたことがわかる。それを「通行難渋」のため撤去してほしいという願いである。通行難渋というのは、通路を小屋と困いで遮断したため、牢屋の周りの耕作地への通行が不自由ということである。

「長崎村小島郷江新規牢屋御取建地所借銀並御手当銀出方之儀申上候書付」では、牢の周りは私有地で、臨時的に代官所が借地していた事情が述べられている。「新規牢屋御取建」とあるので、牢屋を新築したという見方がここから生じたのではなからうか。このことについてはすでに述べたように、牢屋自体は築後三十年になり、慶応

元年に大規模修繕をおこなっているので、新築ということではできない。むしろ、牢屋よりも警備関係の施設についての充実を図ったのではなからうか。内部を区切りなおしたり、壁を補強したりしたことはあっただろうが、新築したのは警備のための小屋ということであろう。しかも借地料を支払っていることから、緊急的・臨時的に牢屋の周りの私有地を使用したことがうかがえる。

小島郷駒藏の名請謙藏の百四十八坪三合の畑に一年一坪で銀一匁五分の借地料を設定し、六月から十二月までの借用期間七か月分、銀一二五匁八分六厘九毛八糸の借地代が支払われている。この七ヶ月間は特別な警備態勢が必要だったため、小島牢の周りの畑や通路に警備用の小屋や困いを設けていた期間であった。

さらに、借地料だけでなく、牢屋補強工事中と小屋、困いがあった期間の踏み荒らした胡麻、南京芋等の作物の保障として、謙藏の畑七百二坪に銭百五十二貫百三十二文が支払われていた。

九 小島牢の警備費用

小島牢の警備は長崎代官管轄の各村が人員を提供することが原則であったが、賄いをはじめとする警備その他の費用については、特に定めておらず、各村の持ち出しであったと思われる。しかし、六十人を超える収容者を昼夜問わず警備するためには、多大の費用・人員が発生し、それを一村に負わせたり、代官所の予備金だけで支弁したりすることは難しかったろう。

特に警備の者を一日拘束するには相応の手当てが必要だった。

日当はさておき、少なくとも勤務中の賄については、個人で手に入るものが難しく、代官所が確実に手配しないと警備計画そのものが破綻してしまうことになりかねない状況であった。そこで代官所が市中の米屋から買い受けようと探したが、流通する米がなく、奉行所米蔵に保管している豊後米を融通してもらった。もちろん有償であり、使用した分は代官所より支出、余った米の分は各村へ負担を割り当てた。具体的な数字を見てみよう。

慶応三年十月の長崎代官御用留に次のようにあげられている。

【史料③】

「長崎村小島郷牢屋警備賄方入用米代銀出方」

覚

一 豊後白米 十四石八斗九升 但弁当数七四四五 一ツニ付二合

外米 一石六斗五升四合五夕 一割精減

此玄米 十六石五斗四升四合五夕

此代銀十二貫二四二匁二分六厘八毛

但秋相場一石に付銀七三九匁九分六厘

一 同米 二石五升五合五夕

此代銀一貫五二〇目九分八厘八毛 余米村方江引請代銀

可納分

但右値段

合米 十八石六斗

此銀十三貫七六三匁二分五厘六毛

賄米買受高

史料③は慶応三年七月五日より九月十三日までの七十七日間。十八石六斗の米を二合入の弁当として七、四四五個出し、残りを各村へ引き受けさせたとしている。一日当たり九九六食、朝・昼・夕・夜の四食として、一日平均二十五人ほどが警備にあたっていた計算になる。これだけの人数であれば、露天や軒下というわけにもいかず、小屋掛けが必要だったと想像できる。また、警備のために周辺の畑を踏み荒らすこともあったであろう。このように小島牢にとつて浦上キリシタンを拘留することは変則的な出来事であり、規模からみても想定外だったのである。

では、警備の日当はどれくらいだったのだろうか。

慶応三年茂木村庄屋の御用留十月四日代官所発十月七日到来の廻状の写しには次のような費用割当がなされ、十五日の内に代官所へ払い込むように指示があった。

【史料④】

今般異宗一件之者共八月朔日より九月十三日迄小島郷入牢中警衛方入用人夫賃錢左之通高割申付候

毛付高 五千三百五十七石九斗二升一合五夕一才

此出錢百十五貫五百文 但一石ニ付錢二十文七ト

八月一日より九月十三日までの四十三日間で錢百十五貫五百文ということは、一日あたり二貫六百八十六文。先に出した一日の警備人数二十五人で割ると約百七文となる。この当時の助郷の人足への

報酬は一日百六文であったことから、日当は同様に銭百六文だったのであろう³⁹。銭百六文というのは、安政の開国以前なら米一升買える値段だったが、幕末の慶応三年には米一升は銭八百文を超え、百六文では全く労働対価として合わないものとなっていた。

史料中の「高割」とは各村の毛付高（検知高）合計に占める割合で負担するというやり方である。（茂木村の毛付高六百六十四石四斗九升九合は全体五三七石九斗二升一合五夕一才の十二％）。

負担は全体銭百五十五貫五百文の十二％にあたる銭十四貫三百二十七匁を負担というふうに、各村とも村の生産高にあわせて平等に負担していた。ただし、浦上村山里の里郷と浦上村渕一円千三百石余は松平美濃守の預地に変更されたためこの計算から外されている。

十 小島牢その後

慶応三年十二月十七日付、長崎村庄屋森田大三郎から長崎代官高木作衛門へ宛てた「口上之覚」に、小島牢が「此節明牢ニ相成候」と書かれていることが、代官支配小島牢が確認できる最後の記録である。浦上四番崩れに関する記録では、浦上の信者たちが狭い牢に詰め込みに拘束されていたという記述が強調されるため、他の事件で同時に小島牢に拘束されていた者がいなかったような印象を受けるが、小島牢には浦上の信者以外の入牢者がいた。

浦上四番崩れでの象徴的な人物、高木仙右衛門の「覚書」には次のような記述がある。原文が仮名であるため、高木慶子氏の現代語訳を引用したい。

「この小島の牢内では、およそ五畳ほどの所に十人ばかりも入れられたので、自由に寝ることも、また座ることもできません。監房がキリシタンの式法をすることを嫌ったが『キリシタンをやめないうちに牢屋に来ているのですから、オラシヨ（祈り）などやめることはできません』と言って、オラシヨをすることができました。この牢屋にいたとき、最初の御用（取調べ）に出ました⁴⁰。監房というのは、牢名主である。小島牢は桜町牢屋敷に比較して、入牢者数も少なく空き牢の時もあつて、監房の存在自体が質的に違うものであつたろうが、仙右衛門らにとつて、その違いはわからなかつたであろう。

仙右衛門らが拘束された時に、小島牢に何人の入牢者がいたかはわからないが、代官所の記録には茂木村附浦見番森喜八郎に傷を負わせ、その後死亡させた清水寺門前帳悦蔵（三七）が六月二十四日入牢を命じられていることから、代官所ではキリシタンの入牢者と隔離するという考えがなく混合して小島牢を使用していたようである。

このように、一時はキリシタン信者だけで八十人を超える収容者がいた小島牢も慶応三年の末に収容者がいなくなり、牢番を置く必要もなくなっていた。この記述の一ヶ月後には長崎奉行河津伊豆守が長崎を退去し、二百五十年以上続いた長崎奉行所と長崎代官所の住み分けによる天領長崎の支配構造も崩壊した。長崎会議所による暫定的な支配構造の中に牢守・牢番が位置付けられているが⁴¹、これは桜町牢屋敷の機能を存続するためであり、溜牢、人足寄場、小島牢については考慮されることがなかった。また、これを記録しようとする試みも皆無であつたため、場所さえも都市化の過程で不明瞭

になっていった。小島牢は廃止され朽ちていったものと推測される。小島牢が次に記録に登場するのは既述のように下長崎村立小島尋常小学校がこの場所に創設される明治十八年である。郷土史の記録では、忌避施設として意図的に忘れられたからか、小学校が牢屋の跡に建てられたという記録は残されていない。今日では、その敷地には民間のアパートが建ち、浦上四番崩れに係るような牢があったことは窺い知ることができない。

十一 おわりに

遠国奉行と代官の役割や位置づけについては総括的に把握されているものの、個別的には協働したり錯綜したりその境目が曖昧である。特に、長崎奉行所は代官支配長崎村岩原郷にあり、長崎代官所は奉行支配勝山町にあるという位置的に捻じれたことをはじめ、長崎代官高木氏は勘定奉行支配の代官で禄百俵を取りながら、長崎奉行支配の長崎地役人体制に組み込まれ受用銀六貫四百目を給されていることもあり、その境目はより判然としない。もともと町年寄が代官に昇格したという経緯があるため、奉行支配下の職をも保持し続けたことで、この両属性が職務の錯綜をもたらしたように考えられる。こうした点は小島牢の成立ちを考える上で重要な要素である。

結論として、長崎代官が足掛け三十年にわたって自前の牢を求めたのは、職務の効率性だけでなく奉行所からの独立性の担保を願ったことが考えられる。長崎奉行の威光が衰え、潜伏キリシタン住民

の報復を恐れた奉行所が、代官支配の小島牢を頼りにしなければならなかった状態は、まさに長崎での幕藩体制のほころびの表出であり、それを補完する立場として、長崎代官が一定の機能を果たしていたと評価できる。浦上四番崩れと小島牢の関わりは、幕末維新の長崎の動揺が泰平の郷村に波及したファクトとして、維新史に位置づけられるものと思う。

天領長崎の郷村についての研究は、対外交易港を要する都市長崎を補完する役割を明らかにすることにとどまらず、その諸相を明らかにすることで、長崎が歩んだ独自の歴史や文化「長崎学⁴²」のあらたな可能性を広げる価値があると考えている。

(長崎市長崎学研究所主幹)

注

¹ 重藤威夫「慶応・明治初年の浦上崩れと神仏分離政策」『経営と経済』長崎大学学術研究成果リポジトリ、一九六一年、三一頁

² 前掲注1、重藤威夫、四七頁

³ 安永四年長崎附三か村に加えて高来郡の古賀村、日見村、茂木村、川原村、高浜村、樺島村、野母村七か村が代官支配とされた。

⁴ 戸森麻衣子「近世中後期長崎代官高木氏について―長崎奉行との関係を踏まえて」『国文学資料館紀要三十五号』二〇〇四年、一二二頁。

- 5 森永種夫『犯科帳 長崎奉行の記録』（一九六二年、岩波新書）、『流人と非人 続・長崎奉行の記録』（一九六三年、岩波新書）等の研究業績
- 6 安高啓明『近世長崎司法制度の研究』二〇一〇年、思文閣出版
- 7 森永種夫「長崎人足寄場」（人足寄場顕彰会編『人足寄場史―我が国自由刑・保安処分の源流』一九七四年）
- 8 杉山晴康「徳川時代の刑事法」『比較法学』一九六六年、早稲田大学比較法研究所
- 9 平松義郎『江戸の罪と罰』二〇一〇年、平凡社
- 10 明治大学刑事博物館では研究紀要の他に『牢内深秘録』や『法令』等の刑法や裁判、牢屋に関する出版物が多数ある。
- 11 浦川和三郎『浦上キリシタン史』一九四三年（一九七三年復刻）、国書刊行会
- 12 前掲注 1、重藤威夫
- 13 片岡弥吉『日本キリシタン殉教史』一九七九年、時事通信社
- 14 長崎歴史文化博物館収蔵長崎奉行所関連資料「御用留」（一四・七一）。特に注記がない場合は本資料を引用している。一部が抜粋されて、森永種夫編著『長崎代官記録集』（犯科帳刊行会、一九六八年）として出版されている。
- 15 前掲注 8、杉山晴康、一〇頁
- 16 安高啓明「近世長崎における身柄拘束機関の構造と機能」『長崎歴史文化博物館紀要』創刊号、二〇〇五年、六五頁
- 17 尾佐竹猛術『牢獄秘録』（重松一義史料復刻解題・補注）一九三九年、六七頁
- 18 前掲注 9、平松義郎
- 19 前掲注 6、安高啓明、三〇八頁
- 20 長崎歴史文化博物館収蔵長崎奉行所関連資料「文久三年牢溜諸願伺留」（二四・一九・二）
- 21 前掲注 7、森永種夫
- 22 前掲注 14 天保十三年十一月二十一日
- 23 長崎歴史文化博物館収蔵長崎奉行所関連資料「犯科帳」慶応三年
- 24 前掲注 14 天保四年巳十二月書付「私元役所江牢屋補理之儀伺書」
- 25 長崎歴史文化博物館収蔵「丸山古図」
- 26 前掲注 4、一二二頁
- 27 前掲注 24
- 28 前掲注 24
- 29 前掲注 14
- 30 高木慶子『高木仙右衛門に関する研究『覚書』の分析を中心にして』（二〇一三年、思文閣出版）に所収されている高木仙右衛門の覚書及び高木氏による現代語訳は牢内の様子を記録した一次史料として、浦川氏、片岡氏をはじめとする研究に引用されている。
- 31 三八の他にも先に平野宿百姓久五郎が倅の久蔵を自葬した例があったが、貧窮のため且那寺への布施ができなかったので自葬したということに納得し、聖徳寺とも打合せして今後は取締を厳しくして

いこうと決めたが、最近では葬儀もなかったものでそのままにしておいたという庄屋の生ぬるい対応も三八の自信になっていたと考えられる。

³² 前掲注 11、浦川和三郎、一五四頁

³³ 前掲注 11、浦川和三郎、一五四頁

³⁴ 前掲注 11、浦川和三郎、一五四頁

³⁵ 平松義郎『近世刑事訴訟法の研究』一九六〇年、創文社、二二七頁

³⁶ 前掲注 13、片岡弥吉、五九六頁

³⁷ 前掲注 11、浦川和三郎、一五八頁

³⁸ 前掲注 13、片岡弥吉、五九六頁

³⁹ 長崎歴史文化博物館収蔵「明治元御達留船改局」（福田文庫一四・二二）に日見宿より長崎迄人足一人元賃銭百六文とある。助郷の場合も百六文の支給であったが、明治元年に五倍増の六百三十六文に改められた。

⁴⁰ 前掲注 30、高木慶子、一一四頁

「このこしまのろやにをるとき およそ ごまいじきばかりのところ、四十人ばかり いれられますれハ じゆうにぬる事も又すハる事なりかたし。カンバウがキリシタンの しきほうを する事をきらい ましたけれども、キリシタンを やめぬ ため、ろやきておれバ、オラシヨなどをわたくしハ やむる事ハ かないませんと いって、そらくオラシヨも する事 かない ました。又

この こしまの ろやに をる うちに、はじめの ごやう にいで ました」

⁴¹ 長崎歴史文化博物館収蔵「慶応明治御達写」（渡辺文庫三一六・一四・四九五）。牢守牢番は公事方掛新組支配、牢屋並寄場付医師は取締役支配に割り当てられている。

⁴² 「長崎学」という用語は、長崎県立長崎図書館編著『郷土の先覚者たち 長崎県人物伝』（一九六八年、長崎県教育委員会発行）において、永島正一氏が古賀十二郎氏を「長崎学を確立した」と称したことが初出である。現在では県域をとらえた「長崎県学」、市域をとらえた「長崎市学」の広狭の使い方がされている。平成二十八年度から開設された長崎市長崎学研究所では、県域市域の境界を意識することなく「古賀十二郎先生をはじめとする先人の系統を受け継ぎ、長崎港を中心に発展してきた長崎市域を出発点とする歴史や文化に関する学問や研究」と定義している。